

### 緊急対策に伴う有効空地の活用について

東京都は、令和2年4月15日付で新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）（以下「緊急対策」という。）として、PCR検査等体制の充実のため、以下を定めたところである。

#### （緊急対策）

- 検査施設の設置等に必要な場合には、時限的に公開空地の活用を可能にするなど、公共的空間を有効に活用し、感染拡大を防止します。

都は、再開発等促進区を定める地区計画及び特定街区で設置した有効空地の活用については、運用基準や実施細目（※）において活用の要件等を定めて、運用しているところである。については、緊急対策を行うにあたり、別紙のとおり「再開発等促進区を定める地区計画で設置した有効空地の活用の取扱方針」及び「特定街区で設置した有効空地の活用の取扱方針」を定める。

（※）「再開発等促進区を定める運用基準」及び「再開発等促進区を定める運用基準実施細目」、並びに「特定街区運用基準」及び「特定街区運用基準実施細目」のことを言う。

○再開発等促進区を定める地区計画で設置した有効空地の活用の取扱方針

再開発等促進区を定める運用基準実施細目第4-1

(1) 行為、期間など

- ア 行為 非常災害があった場合又は新インフルエンザ等の緊急事態宣言がされた場合などにおいて、応急又は臨時の措置として、有効空地で行う行為については、「(カ) その他公共及び公益に資する行為」として取扱う。
- イ 期間 アの行為は、「国及び地方公共団体等」が行う行為とみなし、アの行為に必要な期間とする。
- ウ 面積 アの行為は、「国及び地方公共団体等」が行う行為とみなし、アの行為に必要な面積とする。ただし、建築基準法等の規定による建築物からの避難に必要な空地を確保するとともに、一般の歩行者が通行に必要な歩道状空地等に配慮した計画とする。
- エ 広告物 原則として、アの行為に必要な広告のみ設置可能とする。

(2) 活用計画の届出

- (1) アの行為について、事前に都が要件への適合を確認した活用については、有効空地の活用届の提出を省略することができる。その場合、再開発等促進区を定める運用基準実施細目第5-6の報告を行うこととする。

○特定街区で設置した有効空地の活用の取扱方針

再開発等促進区を定める地区計画と同様の取扱いとする。